

のと道の駅グリーンステーション事業仕様書

のと道の駅グリーンステーション事業仕様書（以下、「仕様書」という。）は、石川県（以下、「県」という。）にある能登地域の道の駅に、太陽光発電設備、蓄電池、充放電設備を設置・運用する事業の内容を示すものであり、県及び道の駅を管理する市町（以下、「市町」という。）と協定を締結して本事業を実施する事業者（以下、「実施事業者」という。）は、本仕様書に定める事項について適正に履行すること。

1. 事業目的

能登の道の駅に太陽光発電設備、蓄電池、充放電設備を導入し、災害時は再エネ電力を供給し非常時の施設電力を確保するとともに、平時はEVの充電環境を確保することで能登をクリーンエネルギーで周遊するモビリティ環境整備を図る。

2. 事業内容

(1) 事業概要

- ア 事業者は、別紙1に示す施設に対して現地調査、設備容量検討及び構造調査、設計を行う。ただし、令和11年度末までに、施設の追加を提案する場合があります、その場合においては事業実施可能か検討すること。
- イ 事業者は、県及び市町と設備（太陽光発電設備、蓄電池、充放電設備及び付帯設備をいう。以下同じ。）設置内容について協議の上、合意が得られた後、設備を導入する。
- ウ 事業者は、設備の運用及び維持管理を自らの責任で行う。
- エ 事業者は、県又は市町との間で各施設の電力供給契約を締結し、当該契約に基づき当該設備を用いて発電した電力を各施設に供給する。
- オ 事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、各施設の温室効果ガス排出量抑制を支援する。
- カ 運転期間終了後や設備導入された施設の廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去する。撤去により防水層等を破損した場合には事業者の負担で修復を行う。
- キ 設備の撤去の際に、事前に県又は市町から譲渡の希望があった際は、事業者は県又は市町と協議の上で設備を譲渡できるものとする。

(2) 実施期間等

- ア 協定締結から撤去完了までを事業期間とする。
- イ 運転期間は、運転開始日から20年間を基本とする。なお、国庫補助を活用し事業を行う場合については、当該補助の規定に従った導入時期及び運転開始時期とすること。
- ウ 設備の導入時期については原則、令和11年度末日までとする。ただし、施設の保全改修工事などが予定されている場合や、国庫補助を活用した事業の場合は、別途協議の上決定する。
- エ 運転の開始日は県又は市町と協議の上決定する。

(3) 事業費用等

- ア 事業者は県又は市町より目的外使用許可又は道路占用許可等を受けた面積の使用料又は道路占用料等の減免については、県又は市町の定める規定によること。
- イ 協議に係る費用や設備の設置費用、発電開始後の運用費用等の事業に係る一切の諸経費は事業者の負担とする。
なお、本事業の実施期間(当該期間が延長された場合は、延長後の実施期間)終了後、実施事業者は速やかに原状回復を行うものとする。その際、原状回復の範囲等については、県又は市町と協議の上、定めるものとする。
- ウ 本事業で発電し、施設に売電する電力 1kWh 当たりの税込み料金単価(以下、「事業料金単価」という。)等の条件は、事業者との相対契約において、提案内容の事業料金単価を基に県及び市町と協議を行ったうえで決定する(運転期間 20 年間一定)。なお、事業料金単価については、各施設の設備導入後において、公募時点の年間電気使用量(R6.5~R7.4)と同量を使用した場合に、同期間の年間電気料金と比較し同等もしくはそれ以下となるよう設定すること。また、県及び市町から発電量と事業の採算について 20 年分の試算を求められた場合は、積算のうえ示すこと。
事業者と県又は市町との契約交渉及び契約は事業者の責で適宜実施すること。
- エ 事業者が設置運営する充放電設備からの充電単価は、適切な料金設定とすること。また、利便性の高い利用システムを構築すること。
- オ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)を活用する場合、当交付金の対象となる事業量及び交付額には計画年度ごとに上限があるため、当交付金の交付要綱並びに実施要領、採択された事業計画等を参照のうえ、補助を希望する場合は県と協議すること。

3. 設備の設置場所

別紙 1 に示す施設の敷地内に設備を設置すること。なお、設置の際は、当該施設の運営・維持管理等に支障とならない場所及び構造とすること。

また、設置場所が道路占用に係る場合は「道路における太陽光発電設備の設置に関する技術面の考え方」(令和 5 年 3 月 国土交通省)を基に検討すること。

4. 設備工事前の調査・手続

(1) 現地調査

施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施する。調査は、設備の設置に係る課題を県又は市町と協議した上で行うものとする

(2) 設備容量検討

設備容量については次に掲げる項目及び調査結果、効率的な設備稼働などの理由から適宜精査し、施設の状況や事業継続性を踏まえ施設ごとに適切な容量

とすること。なお、太陽光発電設備により発電した電力は、蓄電池の機能を活用して余剰電力を夜間に使用するなど最大限自己消費できるものとする。

ア 太陽光発電設備

当該施設における平常時の使用電力について、単独または蓄電池を併用するなど可能な限り設置し、発電した電力を最大限利活用できるようにすること。

イ 蓄電池

本事業が国補助制度に適合することを前提に、設備の容量及び活用方法を計画すること。太陽光発電設備による電力が最大限自家消費できること。また、停電等の非常時に活用できること（非常時の活用方法は事業者からの提案とする。）。

蓄電池容量は、「道の駅等の防災拠点の耐災害性を高める技術 導入ガイドライン（案）」（令和5年3月、国土交通省）を参考に、災害時において72時間、休憩・情報提供スペースとして必要な設備を賄う電源や、下記ウ充放電設備の電源を確保するための容量を原則とし、施設規模に応じて検討すること。

ウ 充放電設備

原則として、出力90kW以上の急速充電器を設置するものとする。

また、当該設備において充電用コネクタを複数設ける場合は、一口あたりの出力が90kW未満であっても差し支えないものとする。ただし、施設の電力契約が低圧契約のみである場合及び既に急速充電器が設置されている施設については、県及び市町と協議のうえ、必要と判断される容量を検討のうえ、設置を検討するものとする。

（3）構造調査

設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響について、県又は市町が保有する施設の資料を照会し構造調査を行った上で、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを書面により報告する。なお、県又は市町から構造計算書等の提供がない建設物に設置を検討する場合は、事業者自ら、構造調査を行い、設置に問題がないことを示すこと。

ただし、破壊検査等の追加調査を行わなければ構造計算が出来ない施設等構造調査が困難な施設があった場合は、県又は市町と協議を行うこと。

候補施設において設備が設置可能な場所は、屋根等又は付随する土地とする。

積雪荷重は、建築基準法施行令第86条に規定のとおりとし、台風等の気象条件への耐久性についても配慮する。

（4）各種関係手続

事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を県及び市町に提出する。

設備の設置が、建築基準法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を県又は市町に提出する。

県又は市町が上記調査結果等を確認し、設備設置可能と判断した施設のみ、道路法（昭和27年法律第180号）第32条に基づく道路占用許可、または地方

自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産使用許可を申請、または地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号に基づく賃貸借契約により貸付等を受けることとする。なお、道路占用許可、行政財産使用許可及び貸付等にかかる料金については、所管する県又は市町の条例等の規定に定める額とする。

上記のほか各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続を行う。

5. 設備の設置

事業者は、設備工事前の調査・手続を行ったあとに、施設への設備の設置を行う。設置の条件は以下のとおりとする。

（1）設備

- ア 設備の据え付けは、建築基準法施行令第 39 条及び JIS C8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- イ 設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとする。
- ウ 太陽光発電設備は JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- エ 蓄電池は県又は市町の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

（2）その他の事項

- ア 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、当該施設の提供を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去し、撤去により防水層等を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- イ 設備の設置時に防水層等の既存施設を破損した場合は事業者の負担で修復を行うこと。
- ウ 運転期間終了後や設備導入された施設の廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去する。撤去により防水層等を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- エ 事業者は、対象となる施設管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。説明する内容等については県又は市町と協議のうえで決定すること。
- オ 事業者は、国の補助金を活用する場合には、申請等について県又は市町と協議するとともに、申請書等の提出にあたってはあらかじめ県又は市町の承認を得ること。

6. 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標

準仕様書に準拠して施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

[仕様書]

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

また、設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（FIT 法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。設備の設置の条件は以下のとおりとする。

（１）設備設置の条件

ア 設備設置時には、防水施工方法が分かる書面を作成し、施設の防水機能に影響が無いよう施工する。また、設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置を取る。

イ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施す。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行う。

ウ 事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF 形式データ）、工程表等を県及び市町に提出し、確認を受ける。

エ 施工にあたり、県又は市町が施工に係る書類を求めるときは、別途提出する。

オ 施工にあたり、県又は市町の所有施設の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施する。

カ 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とする。

キ 事業期間中、県又は市町の職員等が行う施設の管理及び点検等のための屋上等の立入りに支障が生じないようにする。

ク 設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、県又は市町との協議により決定する。設備には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行う。

ケ 設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、県又は市町と事前協議の上施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。

コ 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行う。

サ 工事完成時には、現場で県及び市町の確認を受ける。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を 1 部作成し、県及び市町に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF 形式デ

ータのほかにオリジナル CAD データを提出する。

7. 維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行う。また、非常時においては適切な対応を行うものとする。条件については以下のとおりとする。

（1）維持管理

ア 事業者は、県又は市町及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出する。さらに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行う。なお、毎年1回以上点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。

イ 施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、用意する。

ウ 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。

エ 事業実施中に、県又は市町による改修工事等により施設に雨漏り等が生じた場合には、事業者は原因究明に協力する。

オ 事業実施中に施設に雨漏り等が生じ、原因が事業者による設備設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに修復する。

カ 設備に異常もしくは故障がある場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う。

キ 設備を設置した施設について、県又は市町が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。また、設備の移設に伴う費用負担が発生した場合、県、市町、事業者で協議のうえ決定する。

（2）報告

再生可能エネルギーに関する普及啓発や環境教育の観点から、月ごとの発電量や各種データを収集し、当該データを提供すること。

（3）非常時

大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

8. 業務内容及び役割分担

本事業の業務内容及び本県と実施事業者の役割分担は、下記のとおりとする。

（1）県

ア 事業全体の総括

イ 施設の使用・占用許可証の交付（県管理分）

ウ 設備を設置する場所の確保（県管理分）

エ 施設の図面や電力データ等の提供（県管理分）

オ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の間接補助

(2) 市町

- ア 施設の使用・占用許可証の交付（市町管理分）
- イ 設備を設置する場所の確保（市町管理分）
- ウ 施設の図面や電力データ等の提供（市町管理分）

(3) 実施事業者

- ア 事業者は、上記 3 に示す施設に対し太陽光発電設備・蓄電池・充放電設備の構造検討、設備容量検討及び現地調査を行い、本事業の成立性について検討し、実施可否について県と協議する。なお、協議の結果によっては取組の実施ができない場合がある。
- イ 事業者は、事業実施の合意に至った施設について使用許可等を受け、設備を導入する。また導入にあたり、設備の設計・工事・工事監理業務、工事に関連する手続き業務及びその関連業務を行う。
- ウ 事業者は、上記 2 に示す実施期間における設備の運転管理、維持管理を自らの責任で行う。また、事業者は当該設備で発電した電力を設置施設等に供給する。設備に異常もしくは故障があり施設に影響を及ぼす場合は、すみやかに機能の回復を行う。
- エ 事業者は、当該設備における使用実態等の各種データの収集を行い、県及び市町へ提供する。発電した電力の供給に伴う温室効果ガス排出量削減効果の算定を行う。
- オ 事業者は、事業期間終了後、設備を撤去し、原則現状復帰する。事業期間は概ね 20 年程度とする。なお、国の補助金等を活用する場合は、当該補助金等の規定に従った事業期間とすること。また、撤去により施設の機能に影響を及ぼした場合には、事業者の負担で修復等の対応を行う。
- カ 事業者は、施設管理者等への説明業務を行う。また、必要に応じて近隣住民等に対して説明会を実施する。内容等については県又は市町と協議の上決定する。
- キ 事業者は、国補助事業を活用する場合などにおける申請等業務を行う。
- ク 事業者は、設備を設置した施設がある地域に対し、事業者自らの提案に基づき地域還元に資する取組を実施する。
- ケ 施設管理者が行う維持管理行為に支障のない範囲に設置すること。詳細については、施設管理者と協議の上決定する。
- コ 施設利用者への充電サービスの提供及び運営、並びにこれに必要な認証機能及び利用実績を管理するシステムの維持管理等（充電課金システム等を含む）を行う。

9. 責任分担の基本事項

事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については「別紙 2」及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- (1) 事業者は本事業により、県、市町及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険や賠償責任保険等に参加し、

県及び市町へ写しを提出すること。また、県、市町及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、自治体が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

- (2) 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了した場合は事業者の費用負担により発電設備の撤去を行い、屋上等の原状回復を行うものとする。
- (3) 事業者は本事業上知り得た内容、情報等を第三者に漏らしてはならない。事業終了後も同様とする。

10. 運営・問い合わせ対応

- (1) 利用者からの問い合わせや故障、苦情等に円滑に対応するため、組織化された運営体制を確立し、常時、適切な人員を配置すること。
- (2) 問い合わせや故障、苦情等が発生した場合は、速やかに県又は市町への報告を行うとともに、復旧等の適切な措置を取ること。
- (3) 利用者の個人情報等は法令に基づき適正に管理するなど、適切な情報セキュリティ対策をとること。

11. その他

- (1) 各施設への設備の設置可否については、実施事業者による提案内容や設計等を踏まえ、県及び市町において最終的に判断する。
- (2) 設備の撤去の際に、事前に県又は市町から譲渡の希望があった際は、事業者は県又市町と協議の上で自治体へ譲渡できるものとする。
- (3) 実施事業者は、本事業の実施により得た情報について、本事業遂行以外の目的で利用してはならない。
- (4) 県又は市町が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、県又は市町の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後に全貸与資料を返納又は処分しなければならない。
- (5) 実施事業者は、関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、真摯かつ誠実に本事業を遂行すること。
- (6) 仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項が生じた場合は、県及び市町と協議して決定するものとする。